

函館市子ども・子育て会議概要

1 子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく子ども・子育て会議の役割

次の事項に関し、市に意見を述べることを役割とする。

- 特定教育・保育施設（施設型給付を受ける保育所、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に関する事。
- 特定地域型保育事業（施設型給付を受ける小規模保育や事業所内保育等の事業）の利用定員の設定に関する事。
- 函館市子ども・子育て支援事業計画の策定および変更に関する事。
- 函館市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議する事。

函館市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、函館市子ども・子育て会議を置く。

（組織）

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

（委員および任期等）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長および副会長）

第4条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議が開く会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

2 函館市子ども・子育て会議 開催スケジュール（予定）

【平成25年度】

回数	日程	協議事項等
第1回	7月 23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援新制度について ○ 子ども・子育て支援事業計画策定までの進め方について ○ 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施について <p>※ニーズ調査の概要説明を行う。</p>
第2回	8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援事業計画策定の考え方について <p>※本計画は、本市における子ども・子育て支援施策の総合的な推進に向けた指針としての役割を担ってきた次世代育成支援行動計画の後継的な意味合いを持つことから、保育需要量の見込みや提供体制の確保等の子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項ばかりではなく、同計画を踏まえ、幅広い領域に亘って検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の内容について
第3回	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の構成について <p>※任意記載事項を確認のうえ、計画の全体イメージを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代育成支援後期行動計画の評価について <p>※各種事業の達成状況を踏まえ、推進施策ごとの大まかな評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズ調査の取りまとめ状況について <p>※中間報告的なことができれば行う。</p>
第4回	2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について <p>※ニーズ調査結果及び各種事業の実施状況を踏まえ、「量の見込み」を推計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画について <p>※任意記載事項部分から素案（たたき台）の協議を始める。</p>

【平成26年度】

回数	日程	協議事項等
第1回	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画について <p>※素案（たたき台）の協議を行う。</p>
第2回	5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準ほか、各種基準の制定内容について ○ 計画について <p>※素案（たたき台）の協議を行う。</p>
第3回	7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画について <p>※素案（たたき台）の協議を行う。</p>
第4回	8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画について <p>※素案（たたき台）の協議およびまとめを行う。</p> <p>※計画案について、9月中に北海道へ報告する。</p>